

あおぞら 訪問看護ステーション

指定訪問看護[指定介護予防訪問看護] 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社レークイーストが設置するあおぞら訪問看護ステーション（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立ち、生活の質の確保を重視して健康管理、日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

(指定訪問看護 運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、地域包括センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者等へ情報提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚労省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(指定予防訪問看護 運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービス

を提供する者との連携に努めるものとする。

- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター等への情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚労省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あおぞら 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 滋賀県東近江市平松町498番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職種の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 看護師 2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]計画に基づき指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

（12月29日から1月3日を除く）

ただし、利用者の状況等によりこの限りではない。

- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

ただし、利用者の状況等によりこの限りではない

- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。また、営業時間外の訪問看護サービスは別途に定め対応する。

（指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の内容）

第7条 主治医の指示及び心身の状況や利用者の希望を踏まえて、療養上の目標設定、目標を達成するための訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明を行い、同意を得た上で、訪問看護サービスを実施する。

具体的なサービス内容

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者や精神疾患患者の看護および家族看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 日常生活の自立に向けての援助

また、月一回月初めに、前月の訪問看護[介護予防訪問看護]報告書を主治医へ発行し情報提供を行う。

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合による、自己負担分とする。

- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護負担割合による、自己負担分を受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、実費（50円／1km）を徴収する。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、東近江市、犬上郡、愛荘町、彦根市、日野町とする。但し、当事業所実施地域外の利用をご希望される方については、ご相談のうえ対応する場合があります。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理（年1回の健康診断の実施）を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果を従業員に対し周知徹底を行う。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防看護）に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問または照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 13 条 事業所は利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権、虐待の発生または再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画とする）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものと市、業務の執行体制についても検証と整備を行う。

- (1) 採用時研修 採用後6月以内
- (2) 継続研修 年12回
- 2 事業所は、従業員にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防看護）の提供をさせないものとする。
- 3 事業所は適切な指定訪問看護（指定介護予防看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動出会って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附則

この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。
一部変更し、平成25年 9月16日から施行する。
一部変更し、平成25年10月 1日から施行する。
一部変更し、平成27年 8月 1日から施行する。
一部変更し、平成28年 4月 1日から施行する。
一部変更し、令和 4年 2月 1日から施行する。
一部変更し、令和 5年 6月 1日から施行する。
一部変更し、令和 6年 3月 1日から施行する。